

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定

日本国及びスロバキア共和国は、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスロバキア共和国をいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。
 - 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民
 - スロバキア共和国については、スロバキア共和国の国民
- (c) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

スロバキア共和国については、次条2に掲げるスロバキア共和国の法律

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

スロバキア共和国については、スロバキア共和国の労働社会家族省

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スロバキア共和国については、スロバキア共和国の法令の実施に責任を有する機関

(f) 「保険期間」とは、一方の締約国の法令による保険料納付期間及び当該法令において給付を受ける権利の確立に際して考慮されるその他の期間をいう。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令に

において与えられている意味を有するものとする。

3 この協定中の部、章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(a) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

2 スロバキア共和国については、

(a) 社会保険法の年金給付（老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付）に関連する条について適用する。

(b) 第二部及び関連する規定に関しては、社会保険法の社会保険への加入に関連する条について適用する。

3 この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、当該改正の前に当該法令によって規律され、又は実施されていた制度の範囲が当該改正により実質的に変更されない場合に限る。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けている者又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住すること又は当該領域内にいないことのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の

法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民に対して支給する場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者又は自営業者として就労する者については、その就労又は自営活動に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内で雇用されている被用者が、他方の締約国の領域内で就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域又は第三国の領域から派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、当該被用者については、その就労に関し、当該被用者が派遣された日から五年の期間が満了するまで、当該被用者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

- (a) 当該他方の締約国の領域内で雇用契約を締結していない場合
 - (b) 当該他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合
- 2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。
 - 3 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内でのみ自営業者として一時的に就労する場合には、その者については、当該他方の締約国の領域内における自営活動の開始から五年の期間が満了するまで、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
 - 4 3に規定する他方の締約国の領域内における自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し、3に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶において就労する者

一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において就労する者については、

(a) 当該者が被用者である場合には、その者の雇用者がその領域内に所在する締約国の法令のみを適用する。

(b) 当該者が自営業者である場合には、その者がその領域内に通常居住する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 配偶者及び子

日本国の領域内で就労する者であつて、第七条、第九条2又は前条の規定によりスロバキア共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条 適用の証明

第二十一条1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によって指定された連絡機関は、被用者及び雇業者の申請又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び第十一条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみに適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スロバキア共和国の法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、スロバキア共和国の法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスロバキア共和国の法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり、当該要件は、満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用せずとも確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立され

る場合には、2から4までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスロバキア共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びスロバキア共和国の法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した

期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 スロバキアの給付に関する規定

第十八条 保険期間の通算

スロバキア共和国の実施機関は、両締約国の法令による保険期間が成立している場合には、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、スロバキア共和国の法令による給付を受ける資格を決定するに当たり、スロバキア共和国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間についても

考慮する。

第十九条 給付の計算

1 スロバキア共和国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件が前条の規定を適用せずとも満たされる場合には、スロバキア共和国の実施機関は、スロバキア共和国の法令による保険期間のみに基づいて給付を決定する。

2 スロバキア共和国の法令による給付を受ける権利が前条の規定を適用することによつてのみ取得される場合には、スロバキア共和国の実施機関は、

(a) 全ての保険期間がスロバキア共和国の法令による保険期間のみであるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、(a)に規定する全ての保険期間に対するスロバキア共和国の法令による保険期間の比率を適用することにより、支払われる給付の額を決定する。

3 スロバキア共和国の実施機関は、給付の額の計算のために、スロバキア共和国の法令による保険期間における収入のみを考慮する。

4 スロバキア共和国の実施機関がスロバキア共和国の法令により取得された保険期間についてのみ給付の額を計算することができる場合には、2の規定は、適用しない。

第二十条 特別規定

障害の発生の時点において二十六歳未満の被扶養者又は博士課程の正規の学生であつた者であつて、保険期間を取得するための労働を行うことを要することなく障害に関する請求権が確立されるものは、当該者がスロバキア共和国の領域内に永住していることを条件として、スロバキア共和国の法令による障害給付を受ける資格を確立することができる。

第四部 雑則

第二十一条 行政上の協力

- 1 両締約国の権限のある当局は、
 - (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
 - (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
 - (c) 自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り

速やかに相互に通報する。

- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十二条 情報の伝達及び秘密性

- 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。

- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該他方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外のもの（当該一方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。当該一方の締約国の法律及び規則により必要とされない限り、当該情報については、当該一方の締

約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

- 3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十三条 手数料及び認証

- 1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

- 2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 使用言語

- 1 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、スロバキア語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定又はこの協定が適用される法令の適用上必要な場

合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接に連絡することができる。その連絡は、日本語、スロバキア語又は英語により行うことができる。

第二十五条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従って提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十六条 給付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、いずれの締約国の通貨によっても行うことができる。

2 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政

府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十七条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。

第五部 経過規定及び最終規定

第二十八条 経過規定

- 1 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 2 この協定の実施に当たっては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 この協定の効力発生前に行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。
- 4 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

5 第七条1又は3の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間又は同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

第二十九条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十条 有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、終了の日前に給付の申請を提出し、かつ、当該給付を受ける権利の取得のための要件を満たす者がこの協定に基づいて取得した当該給付を受ける権利及び当該給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十七年一月三十日にブラチスラバで、ひとしく正文である日本語、スロバキア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

新美 潤

スロバキア共和国のために

リフテル